

○河北郡市広域事務組合職員の定年等に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第8号
改正 平成20年2月28日 条例第4号
令和5年2月28日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の準用)

第2条 職員の定年等に関する取扱い等については、津幡町職員の定年等に関する条例（昭和58年津幡町条例第21号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。